

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2026年 6 月16日

【発行者名】 J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小松 薫夜

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 笹倉 里奈
(連絡場所)
東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【電話番号】 03 - 6736 - 2000

【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券に係るファンドの名称】 J P M新興国ソブリン・オープン

【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券の金額】 1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、2025年12月16日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

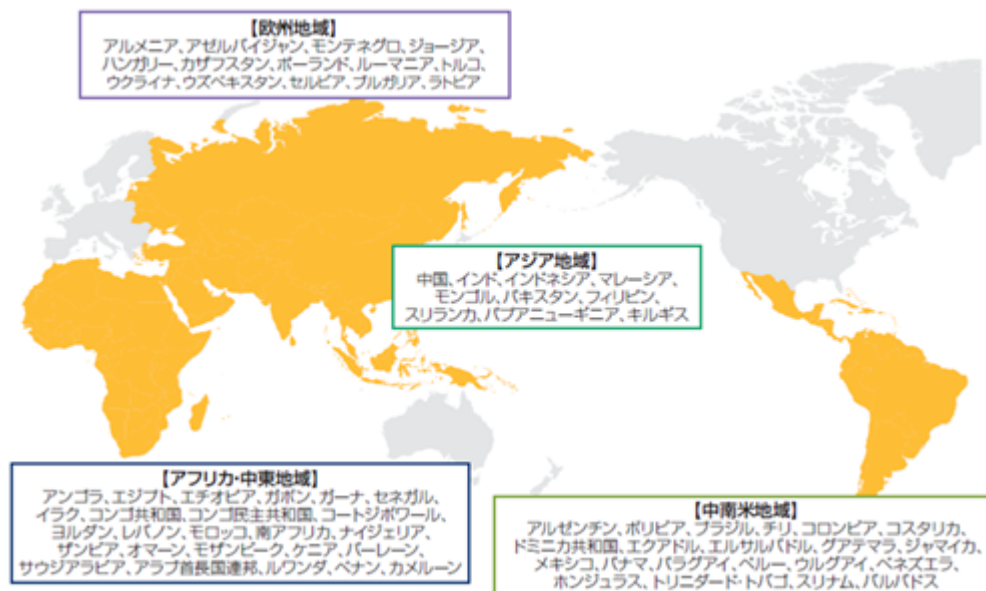
（1）ファンドの目的及び基本的性格

（イ）ファンドの目的

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格（イ）ファンドの目的」の<新興国の例>について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

<新興国の例>



（2026年4月末現在）

（ハ）基本的性格

<訂正前>

一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

（略）

* 1 商品分類の定義（一般社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

（略）

* 2 属性区分の定義（一般社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

（略）

（注）前記の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

（参考）一般社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

（略）

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、
一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス：<https://www.toushin.or.jp/>

<訂正後>

一般社団法人資産運用業協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

（略）

* 1 商品分類の定義（一般社団法人資産運用業協会 - 商品分類に関する指針）

（略）

* 2 属性区分の定義（一般社団法人資産運用業協会 - 商品分類に関する指針）

（略）

（注）前記の属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

（参考）一般社団法人資産運用業協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

（略）

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、
一般社団法人資産運用業協会のホームページをご覧ください。

HPアドレス：<https://www.imaj.or.jp/>

（3）ファンドの仕組み

（八）委託会社の概況

<訂正前>

資本金 2,218百万円（2025年10月末現在）

（略）

大株主の状況（2025年10月末現在）

（以下略）

<訂正後>

（略）

（八）委託会社の概況

資本金 2,218百万円（2026年4月末現在）

（略）

大株主の状況（2026年4月末現在）

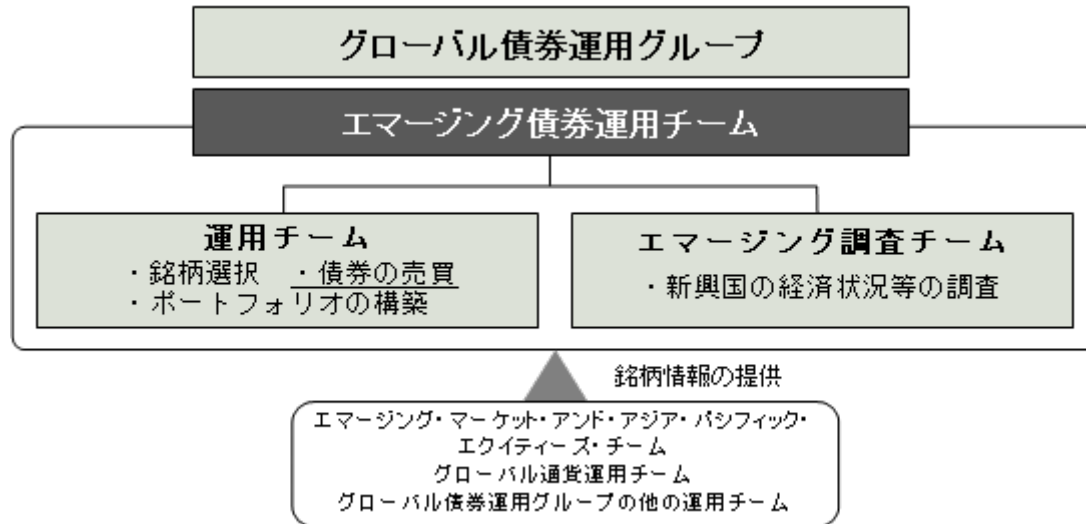
（以下略）

2【投資方針】

（3）運用体制

<訂正前>

- ・ 当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにおける運用体制



マザーファンドの運用を担当するエマージング債券運用チーム（2025年6月末現在約50名）は、JPMIM社のグローバル債券運用グループに属しています。

、（略）

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャー（エマージング債券運用チームの運用チームに所属）は、投資する銘柄を選択し、売買を執行のうえ、ポートフォリオを構築します。銘柄選択の際には、以下の情報等を参考にします。

- ・ エマージング調査チームの調査結果
- ・ エマージング・マーケット・アンド・アジア・パシフィック・エクイティーズ・チーム*1、グローバル通貨運用チームおよびグローバル債券運用グループ内の他の運用チームからの銘柄情報

JPMIM社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

・（略）

- ・ コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。

（略）

- ・ 為替ヘッジにかかる運用体制

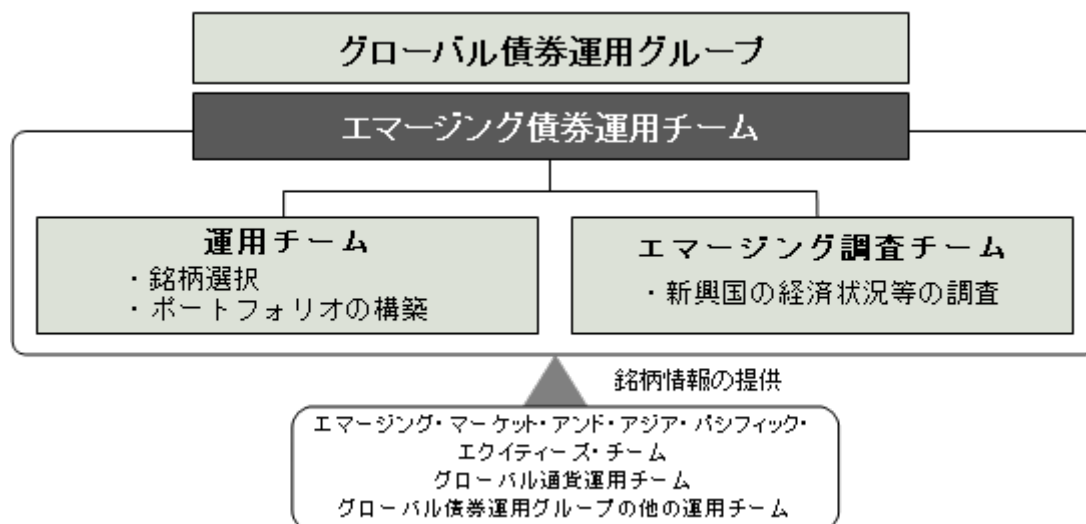
（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、2025年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

<訂正後>

- 当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにおける運用体制



マザーファンドの運用を担当するエマージング債券運用チーム（約50名）は、JPMIM社のグローバル債券運用グループに属しています。

、（略）

マザーファンドのポートフォリオ・マネジャー（エマージング債券運用チームの運用チームに所属）は、投資する銘柄を選択し、ポートフォリオを構築します。銘柄選択の際には、以下の情報等を参考にします。

- エマージング調査チームの調査結果
 - エマージング・マーケット・アンド・アジア・パシフィック・エクイティーズ・チーム*1、グローバル通貨運用チームおよびグローバル債券運用グループ内の他の運用チームからの銘柄情報
- JPMIM社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

・（略）

- コンプライアンス部門は、取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。

（略）

- 為替ヘッジにかかる運用体制

（略）

（注）前記の運用体制、組織名称等は、2026年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

（5）投資制限

<訂正前>

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

（略）

分散投資規制の管理

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとし、

（参考）マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社（運用委託先を含みます。）によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

（略）

分散投資規制の管理

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

（ロ）投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。（マザーファンドにも同様の投資制限があります。）

（略）

一般社団法人投資信託協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの当ファンドの純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

<訂正後>

（イ）信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

（略）

分散投資規制の管理

一般社団法人資産運用業協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

（参考）マザーファンドの投資制限

マザーファンド信託約款は、委託会社（運用委託先を含みます。）によるマザーファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

（略）

分散投資規制の管理

一般社団法人資産運用業協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

（ロ）投資信託及び投資法人に関する法律ならびに金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。（マザーファンドにも同様の投資制限があります。）

（略）

一般社団法人資産運用業協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの当ファンドの純資産総額に

対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (1) リスク要因」末尾の参考情報について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

参考情報

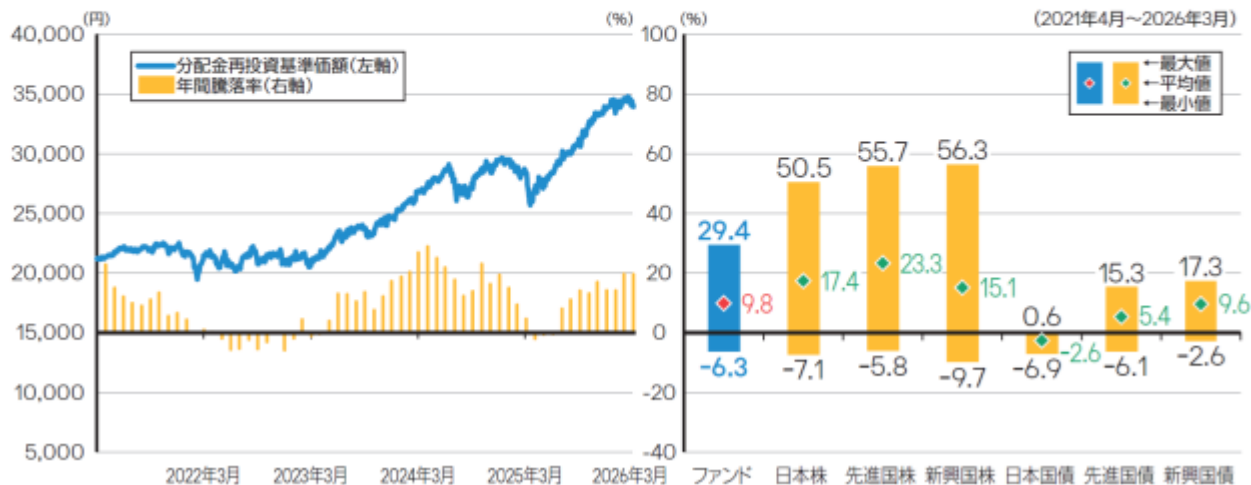
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

<ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移>

2021年4月～2026年3月の5年間に於ける、ファンドの分配金再投資基準価額（日次）と、年間騰落率（毎月末時点）の推移を示したものです。

<ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間における年間騰落率（毎月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



(ご注意)

- 分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後のもので、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドの年間騰落率（毎月末時点）は、毎月末とその1年前における分配金再投資基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。）
- 代表的な資産クラスの年間騰落率（毎月末時点）は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。）
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、実際の基準価額およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株・・・TOPIX（配当込み）
- 先進国株・・・MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株・・・MSCIエマーシング・マーケットズ・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債・・・NOMURA-BPI（国債）
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-エマーシング・マーケットズ・グローバル（円ベース）

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）およびMSCIエマーシング・マーケットズ・インデックス（配当込み、円ベース）は、委託会社で円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマーシング・マーケットズ・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）およびMSCIエマーシング・マーケットズ・インデックス（配当込み、円ベース）は、同社が発表したMSCIコクサイ指数（配当込み、米ドルベース）およびMSCIエマーシング・マーケットズ・インデックス（配当込み、米ドルベース）を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI（国債）は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-エマーシング・マーケットズ・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

(2) 投資リスクに関する管理体制

<訂正前>

運用委託先におけるリスク管理

(略)

(2025年9月末現在)

・(略)

- ・コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。

・（略）

（略）

流動性リスクの管理

J Pモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドは、当ファンドおよびマザーファンドの流動性リスクのモニタリングを行います。委託会社のリスク管理部門は、流動性リスクのモニタリングに係る手順書にしたがい、当ファンドおよびマザーファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング状況を把握するとともに、必要に応じて緊急時対応策の策定・検証等を行います。委託会社のビジネス・コントロール・コミティは、当ファンドおよびマザーファンドの流動性リスク管理の適切な実施状況や流動性リスク管理態勢等について管理・監督を行います。

（以下略）

<訂正後>

運用委託先におけるリスク管理

（略）

（2026年3月末現在）

・（略）

・ コンプライアンス部門は、取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。

・（略）

（略）

流動性リスクの管理

委託会社のグループ内の他の会社は、当ファンドおよびマザーファンドの流動性リスクのモニタリングを行います。委託会社のリスク管理部門は、流動性リスクのモニタリングに係る手順書にしたがい、当ファンドおよびマザーファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング状況を把握するとともに、必要に応じて緊急時対応策の策定・検証等を行います。委託会社のビジネス・コントロール・コミティは、当ファンドおよびマザーファンドの流動性リスク管理の適切な実施状況や流動性リスク管理態勢等について管理・監督を行います。

（以下略）

4【手数料等及び税金】

（5）課税上の取扱い

<訂正前>

（略）

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は2025年10月末現在適用されるものです。

（略）

法人、個人別の課税の取扱いについて

（a）個人の受益者に対する課税

（略）

（ホ）少額投資非課税制度について

（略）

上記は2025年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

（略）

（参考情報）ファンドの総経費率

ファンドの直近の運用報告書対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（ + ）	運用管理費用の比率（ ）	その他費用の比率（ ）
年率1.64%	年率1.60%	年率0.04%

対象期間：2025年3月18日～2025年9月17日

（以下略）

<訂正後>

（略）

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は2026年4月末現在適用されるものです。

（略）

法人、個人別の課税の取扱について

（a）個人の受益者に対する課税

（略）

（ホ）少額投資非課税制度について

（略）

上記は2026年4月末現在のもので、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

（略）

（参考情報）ファンドの総経費率

ファンドの直近の運用報告書対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（ + ）	運用管理費用の比率（ ）	その他費用の比率（ ）
年率1.64%	年率1.59%	年率0.05%

対象期間：2025年9月18日～2026年3月17日

（以下略）

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

（1）投資状況

（2026年4月20日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	3,655,017,920	100.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	483,611	0.01
合計（純資産総額）		3,654,534,309	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

親投資信託は、全て「G I M新興国ソブリン・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」です（以下同じ）。

（参考）G I M新興国ソブリン・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（2026年4月20日現在）

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	1,535,483,369	31.96
	コロンビア	17,863,715	0.37
	ドミニカ共和国	82,404,802	1.72
	コスタリカ	48,594,934	1.01
	ドイツ	9,758,145	0.20
	イギリス	1,524,957,782	31.74
	小計	3,219,062,747	67.00
地方債証券	アメリカ	57,393,171	1.19
特殊債券	アメリカ	761,080,249	15.84
	ルクセンブルク	32,136,557	0.67
	イギリス	324,133,141	6.75
	モロッコ	34,452,697	0.72
	アラブ首長国連邦	28,711,164	0.60
	小計	1,180,513,808	24.57
社債券	アメリカ	220,396,981	4.59
	イギリス	32,397,970	0.67
	小計	252,794,951	5.26
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	94,470,582	1.97
合計(純資産総額)		4,804,235,259	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

(注2) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。

具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (イ) ファンドの目的」をご参照ください。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2026年 4月20日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	G I M新興国ソブリン・オープン・マ ザーファンド（適格機関投資家専用）	745,861,138	4.8787	3,638,832,734	4.9004	3,655,017,920	100.01

(参考) G I M新興国ソブリン・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）

(2026年 4月20日現在)

順位	国/地域	投資国/ 地域	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	イギリス	ルーマニア	国債 証券	ROMANIA 7.5% FEB37 REGS	540,000	17,272.93	93,273,867	17,285.18	93,339,983	7.5	2037/2/10	1.94
2	アメリカ	アルゼンチン	国債 証券	ARGENTINE MLT JUL35	738,384	11,659.56	86,092,379	12,189.86	90,008,016	4.125	2035/7/9	1.87
3	アメリカ	メキシコ	特殊 債券	PEMEX 6.35%	600,000	12,341.72	74,050,321	12,930.21	77,581,297	6.35	2048/2/12	1.61
4	アメリカ	メキシコ	特殊 債券	PEMEX 5.95%	480,000	15,354.64	73,702,279	15,653.10	75,134,896	5.95	2031/1/28	1.56
5	アメリカ	ベネズエラ	国債 証券	VZLA USD7.65% JAN98 REGS	850,000	6,487.76	55,146,020	7,493.02	63,690,740	0	9999/99/99	1.33
6	アメリカ	エクアドル	国債 証券	ECUADOR 9.25% JAN39 REGS	324,000	15,820.06	51,257,007	16,639.60	53,912,309	9.25	2039/1/29	1.12
7	アメリカ	パラグアイ	特殊 債券	BIOCEANICO 0% REGS	393,474.12	13,080.79	51,469,558	13,070.14	51,427,638	0	2034/6/5	1.07
8	アメリカ	パナマ	国債 証券	PANAMA USD 4.5% APR56	400,000	12,084.28	48,337,132	12,429.97	49,719,883	4.5	2056/4/1	1.03
9	アメリカ	メキシコ	特殊 債券	PEMEX 10%	265,000	18,316.67	48,539,201	18,738.37	49,656,692	10	2033/2/7	1.03
10	アメリカ	コロンビア	国債 証券	COLOMBIA USD 5.2% MAY49	400,000	11,529.97	46,119,896	12,359.52	49,438,117	5.2	2049/5/15	1.03
11	アメリカ	アルゼンチン	国債 証券	ARGENTINE MLT JAN38	387,794	12,141.84	47,085,345	12,687.56	49,201,623	5	2038/1/9	1.02
12	アメリカ	パラグアイ	国債 証券	PARAGUAY 6.1% AUG44 REGS	300,000	16,061.12	48,183,369	16,203.11	48,609,357	6.1	2044/8/11	1.01
13	コスタリカ	コスタリカ	国債 証券	COSTAR 6.001% JAN36 GDN	250,000	19,514.22	48,785,572	19,437.97	48,594,934	6.001	2036/1/16	1.01
14	イギリス	バーレーン	国債 証券	BAHRAIN 6.75% REGS	300,000	15,854.72	47,564,184	16,177.99	48,533,986	6.75	2029/9/20	1.01
15	イギリス	コートジボワール	国債 証券	C IV01RE6.875%OCT40 REGS	250,000	18,094.16	45,235,407	18,744.57	46,861,437	6.875	2040/10/17	0.98
16	アメリカ	ペルー	特殊 債券	PETROLEOS 5.625% REGS	400,000	10,385.10	41,540,408	11,354.74	45,418,980	5.625	2047/6/19	0.95
17	ドミニカ共和国	ドミニカ共和国	国債 証券	DOMREP 4.875% SEP32 REGS	300,000	14,918.15	44,754,477	15,123.28	45,369,846	4.875	2032/9/23	0.94
18	イギリス	トルコ	特殊 債券	TC ZIRAAT VAR REGS	260,000	16,537.83	42,998,372	16,679.83	43,367,561	8.9941	2034/8/2	0.90
19	イギリス	ケニア	国債 証券	KENYA 9.5% MAR36 REGS	253,000	15,884.14	40,186,887	16,456.42	41,634,748	9.5	2036/3/5	0.87
20	アメリカ	メキシコ	特殊 債券	PEMEX 6.95%	314,000	12,661.64	39,757,575	13,217.54	41,503,098	6.95	2060/1/28	0.86
21	アメリカ	ベネズエラ	国債 証券	VZLA USD 11.75% OCT26	460,000	7,792.92	35,847,437	9,000.12	41,400,575	0	2026/10/21	0.86
22	アメリカ	チリ	特殊 債券	EMPRESA NATL 5.25% REGS	250,000	16,087.99	40,219,990	16,106.28	40,265,705	5.25	2029/11/6	0.84
23	アメリカ	エクアドル	国債 証券	ECUADOR MLT JUL35 REGS	268,723	14,218.83	38,209,275	14,820.68	39,826,591	6.9	2035/7/31	0.83
24	イギリス	ヨルダン	国債 証券	JORDAN 5.75% NOV32 REGS	243,000	15,498.38	37,661,080	15,705.73	38,164,938	5.75	2032/11/12	0.79
25	イギリス	エジプト	国債 証券	EGYPT USD8.5% JAN47 REGS	250,000	14,122.15	35,305,388	15,233.47	38,083,690	8.5	2047/1/31	0.79
26	アメリカ	アルゼンチン	国債 証券	ARGENTINE MLT JUL30	275,711.04	13,324.08	36,735,969	13,765.01	37,951,675	0.75	2030/7/9	0.79
27	アメリカ	アルゼンチン	国債 証券	ARGENTINE 3.625% JUL46	326,136.36	11,006.19	35,895,203	11,521.70	37,576,470	4.125	2046/7/9	0.78

28	アメリカ	ブラジル	国債証券	BRAZIL USD 7.125% MAY54	233,000	15,684.90	36,545,830	15,945.68	37,153,439	7.125	2054/5/13	0.77
29	ドミニカ共和国	ドミニカ共和国	国債証券	DOMINICA7.05% FEB31 REGS	220,000	16,693.66	36,726,063	16,834.07	37,034,956	7.05	2031/2/3	0.77
30	アメリカ	コロンビア	国債証券	COLOMBIA USD 8.75% NOV53	200,000	17,343.53	34,687,077	18,381.87	36,763,748	8.75	2053/11/14	0.77

(注)上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。なお、「投資国/地域」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 (イ)ファンドの目的」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国/地域」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別投資比率

(2026年4月20日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.01

(参考) G I M新興国ソブリン・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(2026年4月20日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	67.00
地方債証券	1.19
特殊債券	24.57
社債券	5.26

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

2026年4月20日および同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第22特定期間末	(2016年9月20日)	7,613	7,633	0.7517	0.7537
第23特定期間末	(2017年3月17日)	7,348	7,366	0.8255	0.8275
第24特定期間末	(2017年9月19日)	6,824	6,840	0.8516	0.8536
第25特定期間末	(2018年3月19日)	5,838	5,853	0.7870	0.7890
第26特定期間末	(2018年9月18日)	5,452	5,465	0.7888	0.7908
第27特定期間末	(2019年3月18日)	5,210	5,223	0.8114	0.8134
第28特定期間末	(2019年9月17日)	4,959	4,971	0.8223	0.8243
第29特定期間末	(2020年3月17日)	3,944	3,955	0.6976	0.6996
第30特定期間末	(2020年9月17日)	4,230	4,241	0.7854	0.7874
第31特定期間末	(2021年3月17日)	4,119	4,129	0.8037	0.8057
第32特定期間末	(2021年9月17日)	3,956	3,966	0.8343	0.8363
第33特定期間末	(2022年3月17日)	3,404	3,413	0.7628	0.7648
第34特定期間末	(2022年9月20日)	3,344	3,353	0.7947	0.7967
第35特定期間末	(2023年3月17日)	3,053	3,061	0.7478	0.7498
第36特定期間末	(2023年9月19日)	3,258	3,266	0.8468	0.8488
第37特定期間末	(2024年3月18日)	3,372	3,379	0.9122	0.9142
第38特定期間末	(2024年9月17日)	3,236	3,243	0.9137	0.9157
第39特定期間末	(2025年3月17日)	3,270	3,277	0.9647	0.9667
第40特定期間末	(2025年9月17日)	3,348	3,354	1.0316	1.0336
第41特定期間末	(2026年3月17日)	3,565	3,571	1.1478	1.1498
	2025年4月末日	3,055	-	0.9126	-
	2025年5月末日	3,116	-	0.9331	-
	2025年6月末日	3,202	-	0.9636	-
	2025年7月末日	3,333	-	1.0105	-
	2025年8月末日	3,311	-	1.0104	-
	2025年9月末日	3,383	-	1.0435	-
	2025年10月末日	3,515	-	1.0988	-
	2025年11月末日	3,569	-	1.1200	-
	2025年12月末日	3,545	-	1.1319	-
	2026年1月末日	3,507	-	1.1225	-
	2026年2月末日	3,593	-	1.1512	-
	2026年3月末日	3,509	-	1.1301	-
	2026年4月20日	3,654	-	1.1792	-

(注) 純資産総額(分配付)および1口当たり純資産額(分配付)は特定期間末日のものです。

分配の推移

期	1口当たり分配金(円)
第22特定期間	0.0120
第23特定期間	0.0120
第24特定期間	0.0120
第25特定期間	0.0120
第26特定期間	0.0120
第27特定期間	0.0120
第28特定期間	0.0120
第29特定期間	0.0120
第30特定期間	0.0120
第31特定期間	0.0120
第32特定期間	0.0120
第33特定期間	0.0120
第34特定期間	0.0120
第35特定期間	0.0120
第36特定期間	0.0120
第37特定期間	0.0120
第38特定期間	0.0120
第39特定期間	0.0120
第40特定期間	0.0120
第41特定期間	0.0120

収益率の推移

期	収益率（％）
第22特定期間	1.09
第23特定期間	11.41
第24特定期間	4.62
第25特定期間	6.18
第26特定期間	1.75
第27特定期間	4.39
第28特定期間	2.82
第29特定期間	13.71
第30特定期間	14.31
第31特定期間	3.86
第32特定期間	5.30
第33特定期間	7.13
第34特定期間	5.76
第35特定期間	4.39
第36特定期間	14.84
第37特定期間	9.14
第38特定期間	1.48
第39特定期間	6.90
第40特定期間	8.18
第41特定期間	12.43

（注）収益率とは特定期間末の基準価額（分配落）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）（以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算して得た額を前特定期間末基準価額で除したものです。

(4) 設定及び解約の実績

下記特定期間中の設定および解約の実績ならびに当該特定期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
第22特定期間	17,800,930	984,733,533	10,128,098,090
第23特定期間	31,224,544	1,256,902,389	8,902,420,245
第24特定期間	20,741,100	909,308,806	8,013,852,539
第25特定期間	22,382,070	617,297,852	7,418,936,757
第26特定期間	11,198,949	518,553,053	6,911,582,653
第27特定期間	9,324,069	499,176,359	6,421,730,363
第28特定期間	15,290,788	405,153,623	6,031,867,528
第29特定期間	16,125,559	393,878,919	5,654,114,168
第30特定期間	13,013,062	280,205,993	5,386,921,237
第31特定期間	10,723,745	271,715,537	5,125,929,445
第32特定期間	17,774,862	401,273,707	4,742,430,600
第33特定期間	7,118,602	286,065,603	4,463,483,599
第34特定期間	7,028,755	261,829,909	4,208,682,445
第35特定期間	5,967,829	131,335,303	4,083,314,971
第36特定期間	7,545,569	242,701,601	3,848,158,939
第37特定期間	8,578,379	159,714,406	3,697,022,912
第38特定期間	19,860,343	175,091,155	3,541,792,100
第39特定期間	12,255,497	164,032,523	3,390,015,074
第40特定期間	9,257,912	153,831,416	3,245,441,570
第41特定期間	4,654,879	143,963,611	3,106,132,838

(注) 設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（am.jpmorgan.com/jp）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2026年4月20日	設定日	2005年9月30日
純資産総額	36億円	決算回数	年12回

基準価額・純資産の推移



分配の推移

期	年月	円
242期	2025年12月	20
243期	2026年1月	20
244期	2026年2月	20
245期	2026年3月	20
246期	2026年4月	20
	設定来累計	8,530

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

* 分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

国（地域）別構成状況

投資国/地域 1	投資比率 2
メキシコ	10.4%
アルゼンチン	5.3%
コロンビア	4.3%
ブラジル	4.2%
エジプト	4.0%
その他	69.8%

通貨別構成状況

通貨	投資比率 2
米ドル	94.9%
ユーロ	3.1%

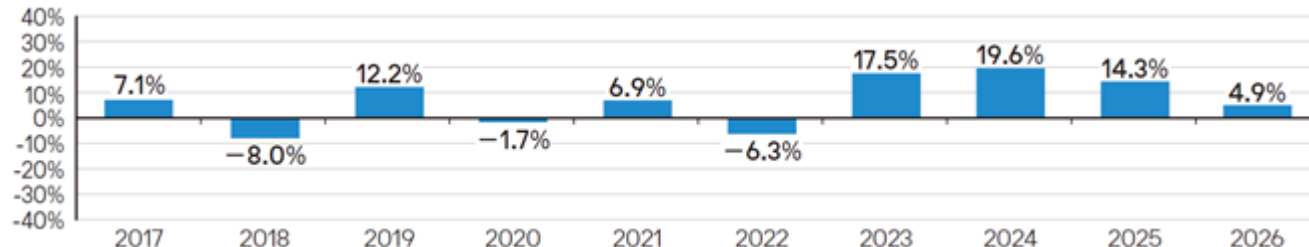
種類別構成状況

種類	投資比率 2
国債証券	66.9%
特殊債券	24.6%
社債券	5.3%
地方債証券	1.2%

組入上位銘柄

順位	銘柄名	種類	クーポン(%)	償還日	投資国/地域 ^{*1}	通貨	投資比率 ^{*2}
1	ルーマニア国債	国債証券	7.500	2037/2/10	ルーマニア	米ドル	1.9%
2	アルゼンチン国債	国債証券	4.125	2035/7/9	アルゼンチン	米ドル	1.9%
3	メキシコ石油公社（ベメックス）	特殊債券	6.350	2048/2/12	メキシコ	米ドル	1.6%
4	メキシコ石油公社（ベメックス）	特殊債券	5.950	2031/1/28	メキシコ	米ドル	1.6%
5	ベネズエラ国債	国債証券	0.000	9998/1/1	ベネズエラ	米ドル	1.3%
6	エクアドル国債	国債証券	9.250	2039/1/29	エクアドル	米ドル	1.1%
7	バイオセアニコ・ソプリン・サーティフィケート	特殊債券	0.000	2034/6/5	パラグアイ	米ドル	1.1%
8	パナマ国債	国債証券	4.500	2056/4/1	パナマ	米ドル	1.0%
9	メキシコ石油公社（ベメックス）	特殊債券	10.000	2033/2/7	メキシコ	米ドル	1.0%
10	コロンビア国債	国債証券	5.200	2049/5/15	コロンビア	米ドル	1.0%

年間収益率の推移



* 年間収益率(%) = { (年末営業日の基準価額 + その年に支払われた税引前の分配金) ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1 } × 100

* 2026年の年間収益率は前年末営業日から2026年4月20日までのものです。

* ベンチマークは設定していません。

* 当ページにおける「ファンド」は、JPM新興国ソプリン・オープンです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 「投資国/地域」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (イ) ファンドの目的」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。
- ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(1) 資産の評価

< 訂正前 >

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

（以下略）

< 訂正後 >

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

（以下略）

第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2．当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41特定期間（2025年9月18日から2026年3月17日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【JPM新興国ソブリン・オープン】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2025年9月17日現在)	当期 (2026年3月17日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	3,359,043,287	3,575,902,618
未収入金	-	5,643,375
流動資産合計	3,359,043,287	3,581,545,993
資産合計	3,359,043,287	3,581,545,993
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,490,883	6,212,265
未払解約金	-	5,643,375
未払受託者報酬	150,968	151,329
未払委託者報酬	4,227,077	4,237,193
その他未払費用	60,377	60,522
流動負債合計	10,929,305	16,304,684
負債合計	10,929,305	16,304,684
純資産の部		
元本等		
元本	13,245,441,570	13,106,132,838
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	102,672,412	459,108,471
（分配準備積立金）	743,592,506	894,588,781
元本等合計	3,348,113,982	3,565,241,309
純資産合計	3,348,113,982	3,565,241,309
負債純資産合計	3,359,043,287	3,581,545,993

（ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	前期 (自 2025年 3月18日 至 2025年 9月17日)	当期 (自 2025年 9月18日 至 2026年 3月17日)
営業収益		
有価証券売買等損益	284,153,766	437,625,489
営業収益合計	284,153,766	437,625,489
営業費用		
受託者報酬	889,588	960,827
委託者報酬	1 24,908,456	1 26,903,019
その他費用	355,777	384,269
営業費用合計	26,153,821	28,248,115
営業利益又は営業損失（ ）	257,999,945	409,377,374
経常利益又は経常損失（ ）	257,999,945	409,377,374
当期純利益又は当期純損失（ ）	257,999,945	409,377,374
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	661,596	2,694,366
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	119,673,523	102,672,412
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,440,527	500,925
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,428,023	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,504	500,925
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,013,594	12,872,457
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	649,936	12,872,457
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	363,658	-
分配金	2 39,742,539	2 37,875,417
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	102,672,412	459,108,471

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 (2025年9月17日現在)	当期 (2026年3月17日現在)
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2025年9月17日現在)	当期 (2026年3月17日現在)
1期首元本額	3,390,015,074円	3,245,441,570円
期中追加設定元本額	9,257,912円	4,654,879円
期中一部解約元本額	153,831,416円	143,963,611円
受益権の総数	3,245,441,570口	3,106,132,838口
1口当たりの純資産額	1.0316円	1.1478円
(1万口当たりの純資産額)	(10,316円)	(11,478円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期 (自 2025年 3月18日 至 2025年 9月17日)	当期 (自 2025年 9月18日 至 2026年 3月17日)
1 信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率0.35%の率を乗じて得た額	同左
2 分配金の計算過程		
	(自 2025年 3月18日 至 2025年 4月17日)	(自 2025年 9月18日 至 2025年10月17日)
費用控除後の配当等収益額	14,019,787円	17,049,887円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	102,231,832円	99,953,558円
分配準備積立金額	702,056,659円	737,559,660円
当ファンドの分配対象収益額	818,308,278円	854,563,105円
当ファンドの期末残存口数	3,350,499,656口	3,219,693,046口
1万口当たり収益分配対象額	2,442.34円	2,654.17円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	6,700,999円	6,439,386円
	(自 2025年 4月18日 至 2025年 5月19日)	(自 2025年10月18日 至 2025年11月17日)
費用控除後の配当等収益額	18,111,185円	18,484,556円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	15,403,094円
収益調整金額	102,296,521円	99,230,403円
分配準備積立金額	707,955,905円	741,297,380円
当ファンドの分配対象収益額	828,363,611円	874,415,433円
当ファンドの期末残存口数	3,344,897,007口	3,190,850,300口
1万口当たり収益分配対象額	2,476.49円	2,740.38円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	6,689,794円	6,381,700円
	(自 2025年 5月20日 至 2025年 6月17日)	(自 2025年11月18日 至 2025年12月17日)
費用控除後の配当等収益額	21,307,543円	16,739,763円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	37,006,451円
収益調整金額	101,917,778円	98,838,112円
分配準備積立金額	715,045,195円	764,161,060円
当ファンドの分配対象収益額	838,270,516円	916,745,386円
当ファンドの期末残存口数	3,325,712,979口	3,172,338,120口
1万口当たり収益分配対象額	2,520.57円	2,889.80円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	6,651,425円	6,344,676円
	(自 2025年 6月18日 至 2025年 7月17日)	(自 2025年12月18日 至 2026年 1月19日)
費用控除後の配当等収益額	17,451,589円	19,331,717円

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	71,458,712円
収益調整金額	101,831,425円	97,647,971円
分配準備積立金額	725,865,353円	799,712,115円
当ファンドの分配対象収益額	845,148,367円	988,150,515円
当ファンドの期末残存口数	3,310,012,471口	3,126,889,538口
1万口当たり収益分配対象額	2,553.30円	3,160.17円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	6,620,024円	6,253,779円
	(自 2025年7月18日 至 2025年8月18日)	(自 2026年1月20日 至 2026年2月17日)
費用控除後の配当等収益額	18,454,415円	12,531,865円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	101,962,200円	97,736,320円
分配準備積立金額	732,695,637円	882,565,651円
当ファンドの分配対象収益額	853,112,252円	992,833,836円
当ファンドの期末残存口数	3,294,707,185口	3,121,805,651口
1万口当たり収益分配対象額	2,589.34円	3,180.31円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	6,589,414円	6,243,611円
	(自 2025年8月19日 至 2025年9月17日)	(自 2026年2月18日 至 2026年3月17日)
費用控除後の配当等収益額	16,834,282円	15,708,239円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	934,388円
収益調整金額	100,617,232円	97,480,270円
分配準備積立金額	733,249,107円	884,158,419円
当ファンドの分配対象収益額	850,700,621円	998,281,316円
当ファンドの期末残存口数	3,245,441,570口	3,106,132,838口
1万口当たり収益分配対象額	2,621.21円	3,213.90円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	6,490,883円	6,212,265円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 G I M新興国ソブリン・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用成果やリスク水準のチェック等を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

金融商品の時価等に関する事項

	前期 (2025年9月17日現在)	当期 (2026年3月17日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)有価証券以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 (2025年9月17日現在)	当期 (2026年3月17日現在)
	最終計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	72,078,470	52,118,968
合計	72,078,470	52,118,968

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表(2026年3月17日現在)

(イ) 株式

該当事項はありません。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	G I M新興国ソブリン・オープン・マザー ファンド(適格機関投資家専用)	752,077,443	3,575,902,618	
合計			752,077,443	3,575,902,618	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「G I M新興国ソブリン・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「G I M新興国ソブリン・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(2025年9月17日現在)	(2026年3月17日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		54,136,447	188,839,010
コール・ローン		981,289	2,354,938
国債証券		2,757,119,696	2,996,453,587
地方債証券		32,133,725	57,311,670
特殊債券		1,184,489,113	1,139,500,953
社債券		393,485,290	254,325,447
派生商品評価勘定		47,114	-
未収入金		30,497,056	-
未収利息		67,280,102	64,875,963
前払費用		1,397,086	2,165,296
流動資産合計		4,521,566,918	4,705,826,864
資産合計		4,521,566,918	4,705,826,864
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	16,153
未払金		44,623,616	-
未払解約金		-	5,643,375
流動負債合計		44,623,616	5,659,528
負債合計		44,623,616	5,659,528
純資産の部			
元本等			
元本	1	1,067,406,481	988,529,088
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		3,409,536,821	3,711,638,248
元本等合計		4,476,943,302	4,700,167,336
純資産合計		4,476,943,302	4,700,167,336
負債純資産合計		4,521,566,918	4,705,826,864

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券および社債券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条および第61条に従って処理しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2025年 9月17日現在)	(2026年 3月17日現在)
当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	(2025年9月17日現在)	(2026年3月17日現在)
1期首元本額	1,140,646,788円	1,067,406,481円
期中追加設定元本額	2,303,154円	1,134,991円
期中解約元本額	75,543,461円	80,012,384円
元本の内訳（注）		
JPM新興国ソブリン・オープン	800,878,186円	752,077,443円
GIM FOFs用新興国ソブリン・	266,528,295円	236,451,645円
オープンF（適格機関投資家専用）		
合計	1,067,406,481円	988,529,088円
受益権の総数	1,067,406,481口	988,529,088口
1口当たりの純資産額	4.1942円	4.7547円
（1万口当たりの純資産額）	（41,942円）	（47,547円）

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用成果やリスク水準のチェック等を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)当ファンドは、運用の一部または全部について外部委託をしております。 運用商品部門は外部委託先が適切に運用業務を行っているか継続的にモニタリングします。運用商品部門はその結果重大な問題があると判断する場合は、リスク管理を担当する部署が主催し、リスク管理上の重要な事項について決議または審議を行う委員会に報告し、対応を協議します。また運用商品部門は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、同委員会に報告します。

金融商品の時価等に関する事項

	(2025年9月17日現在)	(2026年3月17日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。一部の債券時価に関しては発行体の格付けや債券の償還年限を基にした国債に対する上乘せ金利、取引業者からの提示価格、流動性、将来発生しうるキャッシュフロー、その他個々の債券の特性等を考慮して価格提供会社が算出した価格を利用しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2025年9月17日現在)	(2026年3月17日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	179,231,972	72,501,801
地方債証券	339,410	756,115
特殊債券	84,948,103	27,457,011
社債券	7,634,746	489,542
合計	272,154,231	43,799,133

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(2025年9月17日現在)				(2026年3月17日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 売建 アメリカドル	13,000,000	-	12,952,886	47,114	14,197,217	-	14,213,370	16,153
合計		13,000,000	-	12,952,886	47,114	14,197,217	-	14,213,370	16,153

(注) 1. 為替予約の時価の算定方法

- (1) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。
当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- (2) 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（2026年3月17日現在）

(イ) 株式

該当事項はありません。

(口) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカドル	ANGOLA USD 8% NOV29 REGS		200,000.00	200,190.00	
		ANGOLAUSD9.244%JAN31REGS		200,000.00	204,530.00	
		ANGOLAUSD9.875%OCT35REGS		200,000.00	205,814.00	
		ARGENTINE 3.625% JUL46		326,136.36	225,741.80	
		ARGENTINE MLT JAN38		387,794.00	296,115.62	
		ARGENTINE MLT JUL30		275,711.04	231,029.30	
		ARGENTINE MLT JUL35		738,384.00	541,427.45	
		BAHRAIN 6.75% REGS		300,000.00	299,127.00	
		BARBADOS GOVT 8% REGS		154,000.00	160,543.46	
		BENIN 7.96% FEB38 REGS		200,000.00	200,494.00	
		BRAZIL USD 7.125% MAY54		233,000.00	229,833.53	
		BRAZIL USD 7.25% JAN56		210,000.00	206,894.10	
		CIVOIRE MLT DEC32 REGS		41,694.49	41,129.11	
		CIVOIRE8.075%APR36 REGS		200,000.00	208,536.00	
		CAMEROON 9.5% JUL31 7Y		200,000.00	198,264.00	
		COLOMBIA USD 5.2% MAY49		400,000.00	290,044.00	
		COLOMBIA USD 8.75% NOV53		200,000.00	218,144.00	
		COLOMBIA USD 8% APR33		200,000.00	213,260.00	
		COLOMBIA USD8.375% NOV54		200,000.00	210,222.00	
		COSTAR 7.3% NOV54 REGS		200,000.00	221,064.00	
		DOMINICA6.15% MAY38 REGS		150,000.00	144,307.50	
		DOMINICA7.05% FEB31 REGS		220,000.00	230,967.00	
		DOMREP 4.875% SEP32 REGS		300,000.00	281,457.00	
		DOMREP 5.875% JAN60 REGS		150,000.00	128,244.00	
		DOMREP 6.85% JAN45 REGS		130,000.00	129,591.80	
		ECUADOR 8.75% JAN34 REGS		200,000.00	198,470.00	
		ECUADOR 9.25% JAN39 REGS		324,000.00	322,350.84	
		ECUADOR MLT JUL35 REGS		268,723.00	240,294.79	
		ECUADOR MLT JUL40 REGS		160,000.00	127,110.40	
		EGYPT USD5.875%FEB31REGS		200,000.00	186,336.00	
		EGYPT USD7.625%MAY32REGS		200,000.00	195,224.00	
		EGYPT USD8.15%NOV59 REGS		200,000.00	168,184.00	
		EGYPT USD8.5% JAN47 REGS		250,000.00	222,032.50	
		EGYPTUSD7.0529%JAN32REGS		200,000.00	192,022.00	
		EGYPTUSD8.7002%MAR49REGS		200,000.00	180,386.00	
		GHANA 0% JUL26 REGS		5,600.00	5,481.28	
		GHANA 5% JUL35 REGS		243,600.00	216,209.61	
		HONDURAS8.625% NOV34REGS		150,000.00	170,920.50	
		HUNGAREUR2.125%SEP31REGS		200,000.00	171,196.00	
		HUNGARY USD 5.5% JUN34 R		200,000.00	198,986.00	
		HUNGARYUSD6.75%SEP52REGS		200,000.00	206,998.00	
		IRAQ USD 5.8% JAN28 REGS		62,500.00	60,865.00	
		JORDAN 5.75% NOV32 REGS		243,000.00	236,847.24	
		JORDAN 5.85% JUL30 REGS		200,000.00	198,632.00	
		JORDAN 7.375% OCT47 REGS		200,000.00	193,486.00	
		KENYA 9.5% MAR36 REGS		253,000.00	252,731.82	
		LEBANON 6.15% JUN20 GMTN		42,000.00	11,300.94	
		LEBANON 6.6% NOV26 GMTN		845,000.00	227,321.90	
		LEBANON 6.65% APR24		235,000.00	63,273.75	
		LEBANON 6.85% MAR27 10Y		400,000.00	107,744.00	
		LEBANON6.375% MAR20 GMTN		93,000.00	25,026.30	
		MEXICO USD 6.338% MAY53		200,000.00	187,212.00	
		MEXICO USD 6.35% FEB35		200,000.00	206,384.00	
		NIGERIA 8.25% SEP51 REGS		200,000.00	195,072.00	

		NIGERIA7.375% SEP33 REGS		200,000.00	198,760.00	
		NIGERIA9.625% JUN31 REGS		200,000.00	221,992.00	
		OMAN USD7% JAN51 REGS		200,000.00	221,444.00	
		PAKISTAN 6% APR26 REGS		200,000.00	199,002.00	
		PAKISTAN7.375%APR31 REGS		200,000.00	187,526.00	
		PANAMA USD 4.5% APR56		400,000.00	303,988.00	
		PANAMA USD 6.4% FEB35		200,000.00	211,762.00	
		PANAMA USD 6.7% JAN36		100,000.00	107,514.00	
		PARAGUAY 5.6% MAR48 REGS		200,000.00	187,340.00	
		PARAGUAY 6.1% AUG44 REGS		300,000.00	303,021.00	
		PERU USD 8.75% NOV33		75,000.00	92,538.75	
		POLAND USD 4.875% OCT33		136,000.00	137,309.68	
		REP OF CONGO9.5%FEB35 7Y		200,000.00	180,396.00	
		ROMANIA 3% FEB31 REGS		200,000.00	178,526.00	
		ROMANIA 7.5% FEB37 REGS		540,000.00	586,591.20	
		ROMANIA5.125% JUN48 REGS		170,000.00	138,007.70	
		ROMANIA7.625% JAN53 REGS		100,000.00	108,953.00	
		S.AFRICA USD 5.75% SEP49		250,000.00	198,917.50	
		S.AFRICA USD 7.1% NOV36		200,000.00	208,374.00	
		S.AFRICA USD 7.95% NOV54		200,000.00	204,560.00	
		SALVADOR 9.5% JUL52 REGS		150,000.00	163,006.50	
		SALVADOR9.25% APR30 REGS		150,000.00	158,164.50	
		SAUDI USD5.25%JAN50 REGS		200,000.00	180,344.00	
		SAUDI USD5.75%JAN54 REGS		200,000.00	191,150.00	
		SHARJAH 4% JUL50 REGS		200,000.00	128,354.00	
		SRI LANKA 4% APR28 REGS		56,012.90	53,649.15	
		SRI LANKA MLT JUN35 REGS		182,320.00	137,472.92	
		SURINAME GOVT 7.7% REGS		200,000.00	203,956.00	
		SURINAME GOVT 8.5% REGS		207,000.00	215,987.94	
		TURKEY USD 9.375% JAN33		200,000.00	224,634.00	
		UKRAINE MLT FEB29 REGS		100,000.00	74,389.00	
		UKRAINE MLT FEB32 REGS		120,600.00	90,487.38	
		UKRAINE MLT FEB34 REGS		280,000.00	165,457.60	
		UKRAINE MLT FEB35 REGS		300,000.00	159,363.00	
		UKRAINE MLT FEB36 REGS		330,000.00	175,474.20	
		URUGUAY USD 4.975% APR55		100,000.00	88,489.00	
		VZLA USD 11.75% OCT26		460,000.00	225,441.40	
		VZLA USD7.65% JAN98 REGS		850,000.00	346,808.50	
		VZLA USD9.25% MAY28		250,000.00	109,485.00	
		ZAMBIA 0.5% DEC53 REGS		100,000.00	69,987.00	
		ZAMBIA 5.75% JUN33 REGS		73,519.39	70,239.69	
	計	銘柄数 :	95	21,372,595.18	17,893,933.15	
					(2,851,756,126)	
		組入時価比率 :	60.7%		64.1%	
	ユーロ	CIVOIRE6.875%OCT40 REGS		250,000.00	242,030.00	
		COLOMBIA EUR5.625% FEB36		100,000.00	92,862.00	
		COSTAR 6.001% JAN36 GDN		250,000.00	261,025.00	
		MACEDONIA4.75%JAN34 REGS		100,000.00	96,409.00	
		TURKEY EUR 5.15% MAR34		100,000.00	98,025.00	
	計	銘柄数 :	5	800,000.00	790,351.00	
					(144,697,461)	
		組入時価比率 :	3.1%		3.3%	
	小計				2,996,453,587	
					(2,996,453,587)	
地方債証券	アメリカドル	ISTANBUL10.5% DEC28 REGS		200,000.00	216,566.00	
		PROV CORDOBA 8.6% REGS		148,000.00	143,047.92	
	計	銘柄数 :	2	348,000.00	359,613.92	

					(57,311,670)
		組入時価比率：	1.2%		1.3%
	小計				57,311,670
					(57,311,670)
特殊債券	アメリカドル	ABU DHABI CRUDE 4.6%REGS		200,000.00	178,114.00
		ADNOC MURBAN 5.125% REGS		200,000.00	177,634.00
		BANCO DEL ESTADO VAR		200,000.00	213,628.00
		BIOCEANICO 0% REGS		393,474.12	323,687.55
		CAIXA BRASIL 5.625% REGS		200,000.00	202,554.00
		CFE MEXICO 3.348% REGS		200,000.00	181,678.00
		ECOPETROL SA 8.375%		91,000.00	92,599.78
		ECOPETROL SA 8.875%		100,000.00	105,580.00
		ELETRONBRAS 6.5% REGS		200,000.00	205,184.00
		EMPRESA 5.125% REGS		200,000.00	156,244.00
		EMPRESA NATL 5.25% REGS		250,000.00	252,940.00
		FIEMXENERGIA 7.25% REGS		198,101.47	204,335.72
		KAZMUNAYGAS 6.375% REGS		200,000.00	201,666.00
		OCP SA 6.875% REGS		200,000.00	204,870.00
		OCP SA 7.5% REGS		200,000.00	216,294.00
		OQ SAOC 5.125% REGS		200,000.00	200,624.00
		PEMEX 10%		265,000.00	305,258.80
		PEMEX 5.95%		480,000.00	463,507.20
		PEMEX 6.35%		600,000.00	465,696.00
		PEMEX 6.375%		145,000.00	116,798.95
		PEMEX 6.7%		50,000.00	49,282.00
		PEMEX 6.95%		314,000.00	250,031.92
		PEMEX 7.69%		250,000.00	220,802.50
		PERTAMINA 6.5% REGS 48		200,000.00	207,186.00
		PETROLEOS 4.75% REGS		200,000.00	148,470.00
		PETROLEOS 5.625% REGS		400,000.00	261,244.00
		QATAR ENERGY 3.3% REGS		200,000.00	134,706.00
		SOCAR 6.95%		200,000.00	215,606.00
		TC ZIRAAT VAR 8.375% REGS		200,000.00	197,806.00
		TC ZIRAAT VAR 8.9941% REGS		260,000.00	270,413.00
		TRANSNET SOC 8.25% REGS		200,000.00	209,776.00
		TRINIDAD GEN UN7.75%REGS		200,000.00	209,500.00
		UZBEKNEFTE4.75%NOV28REGS		200,000.00	193,318.00
		VEB 5.942% REGS		200,000.00	0.20
		YPF 8.25% REGS		110,000.00	112,998.60
	計	銘柄数：	35	7,906,575.59	7,150,034.22
					(1,139,500,953)
		組入時価比率：	24.2%		25.6%
	小計				1,139,500,953
					(1,139,500,953)
社債券	アメリカドル	BBVA BANCOMER VAR REGS		200,000.00	196,926.00
		DIG INTL FIN 8.625% REGS		200,000.00	204,600.00
		FS LUXEMBOURG8.875% REGS		200,000.00	207,568.00
		NAVOIYURAN 6.7% REGS		200,000.00	204,172.00
		PERU LNG SRL 5.375% REGS		150,020.00	145,688.92
		SAAVI ENERGIA 8.875% REG		200,000.00	216,390.00
		YINSONBERGENIA8.498%REGS		197,340.00	209,036.34
		YINSONBORONIA8.947% REGS		194,292.00	211,436.32
	計	銘柄数：	8	1,541,652.00	1,595,817.58
					(254,325,447)
		組入時価比率：	5.4%		5.7%
	小計				254,325,447
					(254,325,447)

	合計					4,447,591,657
						(4,447,591,657)

(注)各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注)小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

(2026年4月20日現在)

種類	金額	単位
資産総額	3,655,640,602	円
負債総額	1,106,293	円
純資産総額(-)	3,654,534,309	円
発行済口数	3,099,079,954	口
1口当たり純資産額(/)	1.1792	円

(参考) G I M新興国ソブリン・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(2026年4月20日現在)

種類	金額	単位
資産総額	4,828,709,441	円
負債総額	24,474,182	円
純資産総額(-)	4,804,235,259	円
発行済口数	980,378,355	口
1口当たり純資産額(/)	4.9004	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

資本金の額（2025年10月末現在）

（略）

（略）

投資運用の意思決定機構

（イ）、（ロ）（略）

（注）前記（イ）および（ロ）の意思決定機構、組織名称等は、2025年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

資本金の額（2026年4月末現在）

（略）

（略）

投資運用の意思決定機構

（イ）、（ロ）（略）

（注）前記（イ）および（ロ）の意思決定機構、組織名称等は、2026年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

- ・投資助言・代理業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社が設定・運用している投資信託は、2026年4月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。 ）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	60	880,020
公募単位型株式投資信託	-	-
公募追加型債券投資信託	-	-
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	74	5,104,889

総合計	134	5,984,909
親投資信託	44	-

(注) 百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

<訂正前>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

<訂正後>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第282条及び第306条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

また、第36期中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づきPwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」について、以下の中間財務諸表が追加されます。

<追加>

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第36期中間会計期間末

(2025年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	14,247,851
前払費用	92,322
未収入金	40,532
未収委託者報酬	2,567,754
未収収益	2,585,583
その他	121

流動資産合計	19,534,165
--------	------------

固定資産

投資その他の資産

関係会社株式	60,000
投資有価証券	6,968,746
敷金保証金	40,883
前払年金費用	296,320
繰延税金資産	1,168,846
その他	5,500

投資その他の資産合計	8,540,297
------------	-----------

固定資産合計	8,540,297
--------	-----------

資産合計	28,074,462
------	------------

(単位：千円)

第36期中間会計期間末

(2025年9月30日)

負債の部

流動負債

預り金 80,773

未払金 1,628,657

未払手数料 1,102,805

その他未払金 1 525,851

未払費用 482,368

未払法人税等 1,481,881

賞与引当金 2,085,050

役員賞与引当金 93,007

流動負債合計 5,851,738

固定負債

長期未払金 271,728

賞与引当金 1,202,779

役員賞与引当金 208,376

固定負債合計 1,682,884

負債合計

7,534,622

純資産の部

株主資本

資本金 2,218,000

資本剰余金

資本準備金 1,000,000

資本剰余金合計 1,000,000

利益剰余金

利益準備金 33,676

その他利益剰余金

繰越利益剰余金 16,739,433

利益剰余金合計 16,773,109

株主資本合計 19,991,109

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金 548,729

評価・換算差額等合計 548,729

純資産合計

20,539,839

負債・純資産合計

28,074,462

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第36期中間会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)
<hr/>		
営業収益		
委託者報酬		6,049,076
運用受託報酬		5,744,768
投資助言報酬		612,737
業務受託報酬		1,739,783
その他営業収益		166,448
営業収益合計		<hr/> 14,312,814
営業費用		
支払手数料		3,029,720
調査費		1,761,003
その他営業費用		353,626
営業費用合計		<hr/> 5,144,350
一般管理費		5,872,116
営業利益		<hr/> 3,296,346
営業外収益	1	31,540
営業外費用	2	603,149
経常利益		<hr/> 2,724,737
税引前中間純利益		<hr/> 2,724,737
法人税、住民税及び事業税		1,300,012
過年度法人税等		105,097
法人税等調整額		393,466
法人税等合計		<hr/> 1,011,643
中間純利益		<hr/> 1,713,093

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（2）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2．引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、業務受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

委託者報酬：当該報酬は投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬：当該報酬は対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

投資助言報酬：当該報酬は、対象顧客との契約に基づき、提供する投資アドバイスに対する固定報酬または運用資産に対する一定割合として算定し、契約期間にわたり収益として認識しております。

業務受託報酬およびその他営業収益：グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で算定し、当該報酬は当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬：投資一任および投資助言に関する成功報酬は、対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークやその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。いずれの報酬も、契約に基づき支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

（中間貸借対照表関係）

第36期中間会計期間末 (2025年9月30日)	
1 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうち、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示していません。	

（中間損益計算書関係）

第36期中間会計期間 (自2025年4月1日 至2025年9月30日)	
1 営業外収益のうち主要なもの	
雑益	31,095千円
2 営業外費用のうち主要なもの	
関係会社等配賦経費	579,087千円

（リース取引関係）

第36期中間会計期間末 (2025年9月30日)	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。	
1年以内	1,509千円
1年超	- 千円
合計	1,509千円

（金融商品関係）

第36期中間会計期間末（2025年9月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、「市場価格のない株式等」は次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券	6,392,299	6,392,299	-
資産計	6,392,299	6,392,299	-
長期未払金	271,728	271,728	-
負債計	271,728	271,728	-

（注1）時価と中間貸借対照表計上額との差額の表への記載を省略しているものとその理由

資産

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収収益」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

負債

「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

（注2）市場価格のない株式等

下記の関係会社株式及び投資有価証券（合同会社出資金）については、市場価格のない株式等と認められるため、上表に含めておりません。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000
投資有価証券（合同会社出資金）	576,447

2．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類してあります。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	6,392,299	-	6,392,299
資産計	-	6,392,299	-	6,392,299

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期未払金	-	271,728	-	271,728
負債計	-	271,728	-	271,728

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「投資有価証券」

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

「長期未払金」

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第36期中間会計期間末(2025年9月30日)

1. 関係会社株式

関係会社株式(中間貸借対照表計上額 60,000千円)については市場価格のない株式等と認められるものであることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

投資有価証券(合同会社出資金)(中間貸借対照表計上額 576,447千円)については市場価格のない株式等と認められるものであることから、記載しておりません。

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	6,392,299	5,591,000	801,299
合計		6,392,299	5,591,000	801,299

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	業務受託報酬	その他	合計
残高報酬	6,049,076	5,744,768	520,813	1,739,783	166,448	14,220,889
成功報酬	-	-	91,924	-	-	91,924
合計	6,049,076	5,744,768	612,737	1,739,783	166,448	14,312,814

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第36期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1．サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	6,049,076	5,744,768	612,737	1,739,783	166,448	14,312,814

2．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	英国	香港	ルクセンブルク	その他	合計
7,738,026	1,837,895	1,775,255	1,449,456	1,512,180	14,312,814

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	1,828,221	資産運用業
JPMorgan Asset Management (Asia Pacific) Limited	1,733,101	資産運用業
JPMorgan Asset Management (Europe) S.a.r.l.	1,449,456	資産運用業

（ 1 株当たり情報）

第36期中間会計期間 （自2025年4月1日 至2025年9月30日）	
1株当たり純資産額	365,055.35円
1株当たり中間純利益金額	30,446.87円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,713,093千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,713,093千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高見 昂平**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJPM新興国ソブリン・オープンの2025年9月18日から2026年3月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPM新興国ソブリン・オープンの2026年3月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、JPMモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月5日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴田光夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高見昂平

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。